

兵庫県建設工事紛争審査会における
建設工事紛争処理手続の手引

平成 25 年 9 月

兵庫県建設工事紛争審査会事務局

目 次

第1章 建設工事紛争審査会の概要

1 審査会の目的	1
2 審査会の委員	1
3 審査会の取扱い事件	1
4 紛争処理の方法	1
5 審査会の管轄	1
6 あっせん、調停、仲裁の違い	3
7 仲裁合意	5

第2章 紛争処理に要する費用

1 申請手数料	6
2 通信運搬費	6
3 書類、証拠の作成費用	6
4 立入検査、証人尋問等の費用	6

第3章 紛争処理の申請方法

1 申請に必要な書類	8
2 申請手数料の納付	8
3 通信運搬費の予納	8
4 申請書等の提出	8

第4章 記載例

1 申請書	10
2 答弁書	13
3 委任状	15

第5章 紛争処理手続の流れ

1 あっせん・調停	16
2 仲裁	17

その他

建設業許可事務地方整備局等担当課一覧	18
兵庫県建設工事紛争審査会事務局	19

第1章 建設工事紛争審査会の概要

1 審査会の目的

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約をめぐる紛争について、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、国土交通省（中央建設工事紛争審査会）及び各都道府県（都道府県建設工事紛争審査会）に設置されています。

審査会は、原則として、当事者双方の主張・証拠に基づき、民事紛争の解決を行う準司法的機関であって、建設業者を指導監督したり、技術的鑑定を行う機関ではありません。

2 審査会の委員

審査会の委員は、弁護士等の法律委員、建築・土木・電気・設備等各技術分野の学識経験者や建設行政経験者等の専門委員から構成されており、専門的かつ公正、中立な立場で紛争の解決に当たります。

3 審査会の取扱い事件

審査会は、当事者の一方又は双方が建設業者である場合の紛争のうち、工事の瑕疵（不具合）、請負代金の未払等のような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる紛争の処理を行います。

したがって、不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係にない元請・孫請間の紛争等は取扱うことができません。

瑕疵とは、建築物等が通常備えなければならない性質を欠いていることを言う。

4 紛争処理の方法

審査会は、あつせん、調停又は仲裁のいずれかの手続によって紛争解決を図ります。

したがって、申請人は、事件の性質、解決の難易、緊急性等を判断して、そのいずれかを選択して申請することとなります。ただし、仲裁の申請をするには、当事者間に仲裁合意があることが必要です。

なお、審査会の行う紛争処理手続は、原則として非公開とされています。

5 審査会の管轄

審査会の管轄は、次のとおりです。

(1) 中央審査会

ア 当事者の一方又は双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者である場合

イ 当事者の双方が建設業者で、許可をした都道府県知事が異なる場合

(2) 都道府県審査会

ア 当事者の一方のみが建設業者で、当該都道府県の知事の許可を受けた者である場合

イ 当事者の双方が当該都道府県知事の許可を受けた建設業者である場合

ウ 以上のほか、当事者の双方が許可を受けた建設業者でなく、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にある場合

(3) 管轄合意

上記(1)、(2)にかかわらず、当事者双方の合意により、いずれの審査会にも紛争処理を申請することができます。

【管轄合意書の例】

例えば、A県知事の許可業者とB県知事の許可業者との間に生じた紛争については、管轄合意がなければ、建設業法の規定により、中央審査会が管轄することになるが、当事者双方が合意すれば、A県審査会やB県審査会等に紛争処理を申請することができる。

管轄合意書			
工事名			
工事場所			
注文者			
請負者			
上記工事の請負契約に関する紛争について、建設工事紛争審査会を建設業法による紛争処理の管轄審査会とすることに合意します。			
平成	年	月	日
		注文者	印
		請負者	印

6 あっせん、調停、仲裁の違い

あっせん、調停、仲裁の審理内容等は、それぞれ次のとおりです。

	審理内容	委員	審理回数	特 色
あ っ せ ん	当事者双方の主張を聴き、当事者間の歩み寄りを勧め、解決を図る。	原則として1名	1～2回程度	調停の手続を簡略にしたもの。 技術的、法律的な争点が少ない場合に適している。 あっせんが成立したときは、和解書（民法上の和解（民法第695条、第696条）としての効力を持つ。）を作成する。 別途公正証書を作成したり、確定判決を得た上でないと、強制執行はできない。
調 停	当事者双方の主張を聴き、争点を整理し、場合によっては調停案を勧告して、解決を図る。	3名	5～6回程度	当事者の互譲により、建設工事の実情に即した解決を図るもの。 技術的・法律的な争点が多く、あっせんでは解決が見込めない場合に適している。 調停が成立したときは、調停書（民法上の和解（民法第695条、第696条）としての効力を持つ。）を作成する。 別途公正証書を作成したり、確定判決を得た上でないと、強制執行はできない。
仲 裁	当事者双方の主張を聴き、必要に応じ証拠調べや立入調査をして、仲裁委員が仲裁判断を行う。	3名	必要な回数	仲裁委員が、建設業法及び仲裁法（平成16年法律第147号）の規定に基づき仲裁判断を行うもので、民事訴訟に代わるもの。仲裁手続には、裁判のような上訴の制度はない。 仲裁を申請するには、当事者間の仲裁合意が必要。 仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する（仲裁法第45条第1項）ものであり、仲裁判断の内容については、裁判所で争うことはできない。

1 時効の中断効

- (1) 審査会への仲裁の申請には、仲裁法第29条第2項により時効中断効がある。
- (2) 審査会へのあっせん及び調停の申請には、従来、時効中断効はなかったが、平成19年4月1日以降、次のように取り扱われる。
 - ア あっせん又は調停に係る時効中断効（改正建設業法(平成19年4月1日施行。以下同じ。)第25条の16）
 - (ア) あっせん又は調停が打ち切られた場合、申請人が、打ち切りの通知を受けた日から1か月以内にあっせん又は調停の目的となった請求について訴えを提起（仲裁の申請を含む。）したときは、時効の中断に関しては、あっせん又は調停の申請の時に訴えの提起があったものとみなされる。

(イ) 適用対象は、平成19年4月1日以降に打ち切られる案件である。ただし、同日において審査会に係属中の事件（即ち、同日より前に申請された事件）については、申請日は平成19年4月1日とみなされ、時効中断効は認められるが、その効果の発生時期は現実の申請日ではなく、みなし申請日である平成19年4月1日とされる（具体的には、平成19年4月1日から打ち切り通知の到達日から1か月以内までの間に、時効期間が経過するケースが対象となり、この場合、申請人が改正建設業法第25条の16の要件を満たした訴えの提起をしたときは、当該訴えの提起は、時効の中断に関して、平成19年4月1日においてなされたものとして取り扱われる。）。

2 訴訟手続の中止（改正建設業法第25条の17）

当事者間に訴訟が係属している場合において、次のときは、当事者が共同で申立てをすれば、受訴裁判所は4か月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

審査会のあっせん又は調停が実施されているとき

審査会のあっせん又は調停によって紛争の解決を図る旨の合意があるとき

【改正建設業法】（平成19年4月1日施行）

（あっせん又は調停の打ち切り）

第25条の15 審査会は、あっせん又は調停に係る紛争についてあっせん又は調停による解決の見込みがないと認めるときは、あっせん又は調停を打ち切ることができる。

2 審査会は、前項の規定によりあっせん又は調停を打ち切つたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

（時効の中断）

第25条の16 前条第1項の規定によりあっせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あっせん又は調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日から1月以内にあっせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あっせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第25条の17 紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4か月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当事者間において審査会によるあっせん又は調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、当事者間に審査会によるあっせん又は調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第1項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

7 仲裁合意

仲裁合意は、紛争の解決を第三者の仲裁を委ね、裁判所への訴訟提起はしないことを約する当事者間の契約です。

したがって、審査会に仲裁を申請するには、当事者間に審査会の仲裁に付する旨の仲裁合意があることが必要であり、それを証する次のいずれかの書類を提出しなければなりません。

(1) 請負契約締結の際に仲裁合意書又は工事請負契約約款により仲裁合意をした場合

当該仲裁合意書又は工事請負契約約款

仲裁法の施行（平成16年3月1日）後に消費者と事業者との間で締結されたものについては、消費者に解除権が認められており（仲裁法附則第3条）、仲裁合意が解除された場合には、仲裁判断が行われないまま手続が終了する。

(2) 紛争が生じた後に当事者双方が仲裁を申請することに合意した場合

次の記載例のような仲裁合意書

【仲裁合意書の例】

仲裁合意書	
工事名	工事
工事場所	県 市 丁目 番地 号
注文者	住所 氏名
請負人	住所 建設株式会社 代表取締役
平成 年 月 日付けで締結した上記工事の請負契約に関する紛争については、建設業法（昭和24年法律第100号）による 建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服します。	
平成 年 月 日	
注文者	印
請負人	建設株式会社 代表取締役 印

第2章 紛争処理に要する費用

紛争処理の手續に当たっては、以下のような費用が必要となりますが、原則として、両当事者は、それぞれ各自の出費分を負担することとなっています。

1 申請手数料

(1) 紛争処理の申請時、申請人は、申請手数料（兵庫県収入証紙に限る。）を納める必要があります。

(2) 申請手数料の額は、あっせん、調停又は仲裁ごとに、「請求する事項の価額」（あっせん、調停又は仲裁を求める事項の価額）に応じて、それぞれ定められています。

【申請手数料の算出表】

[あっせん]

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	10,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×20円+8,000円
2,500万円まで	価額(1万円単位)×15円+10,500円
2,500万円を超えるとき	価額(1万円単位)×10円+23,000円

[調停]

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	20,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×40円+16,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×25円+23,500円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×15円+123,500円

[仲裁]

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	50,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×100円+40,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×60円+60,000円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×20円+460,000円

請求する事項の価額は、1万円未満を切り上げて計算する。

請求する事項の価額を算定できないときは、その価額を500万円として計算する。

(3) あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、当該あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額を納めることとなります。

(4) 申請後に請求内容を変更し、「請求する事項の価額」が増額になるときは、申請人は、増額後の「請求する事項の価額」に応じた手数料額と既に納付した手数料額との差額を追加納付する必要があります。

(5) 申請手数料の還付

申請手数料については、次の場合に限り、納付した申請手数料の額（上記(3)の場合には、あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額）の2分の1を還付します。

最初の期日の終了前に申請を取り下げた場合

口頭審理が開催されることなく仲裁手続の終了決定があった場合

なお、これ以外の場合には、申請を取り下げたり、紛争処理をしないこととなったり、不調に終わったとしても、申請手数料は返還されません。

2 通信運搬費

(1) 申請人は、審査会事務局（以下「事務局」という。）が書類等を送付する費用（以下「通信運搬費」という。）として、次の金額を予納する必要があります。

あっせん 4,000円

調停 6,000円

仲裁 8,000円

(2) 通信運搬費について、後日不足が生じそうになったときは、事務局から、別途、追加予納を請求します。

(3) なお、予納した通信運搬費は、紛争処理の終了後、精算を行い、剰余金があれば予納者に返還します。

3 書類、証拠の作成費用

審査会に提出する準備書面、見積書、鑑定書その他の書類及び証拠の作成に要する費用については、それぞれの当事者が負担します。

4 立入検査、証人尋問等の費用

立入検査に要する旅費等の審査会経費、証人尋問の録音・反訳の費用等は、両当事者の合意により、双方が折半で負担するのが通例となっています。

第3章 紛争処理の申請方法

1 申請に必要な書類

(1) 申請書

申請書は、申請人（又は代理人）が記名押印し、提出してください。

なお、申請書は、建設業法で決められた記載例（P10以下）に従って作成してください。

(2) 添付書類

次の場合は、それぞれの書類を必ず申請書（正本）に添付してください。

ア 登記事項証明書（商業・法人登記）又は資格証明書...当事者が法人のとき

申請人及び被申請人の双方が法人のときは、双方の分が必要。

申請人が個人で、被申請人が法人のときも、被申請人のものが必要。

被申請人のものは、最寄りの法務局（登記所）等で手続できる。

イ 本人からの委任状...代理人を選任したとき

ウ 仲裁合意書...仲裁の申請をするとき

エ 管轄合意書...合意によって管轄審査会を定めたとき

(3) 証拠書類

工事請負契約書、注文書、請書、契約約款、設計図、建築確認通知書、現場写真等の証拠書類があるときは、その写しを提出してください。

特に工事請負契約書は、最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要であり、必ず提出してください。

2 申請手数料の納付

紛争処理を申請するときは、申請書（正本）に申請手数料相当の兵庫県収入証紙を貼って申請手数料を納付してください（なお、消印はしないでください。）。

3 通信運搬費の予納

第2章2(1)に定める通信運搬費については、後ほど事務局から送付する納入通知書により、金融機関から納付してください。

4 申請書等の提出

申請書等については、事前に申請する日時を連絡の上、郵送ではなく、必ず持参して、事務局に直接提出してください（なお、申請書等に不備があるときには、申請を受理しないことがありますので、ご注意ください。）。

【申請時に必要なもの】

申請書、添付書類、証拠書類

[提出部数]

・ 申請書 正本1部、副本4部（あっせんは2部）

- ・ 添付書類 正本 1 部
- ・ 証拠書類 正本 1 部、副本 4 部（あっせんは 2 部）

なお、多額の費用を要する証拠書類（設計図等）については、事務局と相談の上、提出部数を減らすことができる。

申請手数料（兵庫県収入証紙に限る。）

通信運搬費（後ほど送付する納入通知書により金融機関から納付）

銀行の口座番号（通信運搬費に係る剰余金の返還先として）

印鑑（申請書正本に押印したもの）

の納入者と 及び の名義人は、同一人となる。

第4章 記載例

1 申請書

調停申請書【注1】		【注2】
		平成 年 月 日申請
兵庫県建設工事紛争審査会 御中		
申請人		【注3】 印
1	当事者及びその代理人の住所氏名【注4】	
	〒 県 市 町 丁目 番 号 TEL () -	
	申請人	
	〒 県 市 町 丁目 番 号 TEL () -	
	被申請人	
2	許可行政庁の名称及び許可番号【注5】	
3	調停を求める事項【注6】	
4	紛争の問題点及び交渉経過の概要【注7】	
5	その他紛争処理を行うに際し参考となる事項【注8】	
	(1) 工事現場	
	(2) 工事名	
	(3) 工事概要	
	(4) 請負金額	
	(5) 工期	
6	申請手数料の額【注9】	
添 付 書 類		
登記事項証明書（商業登記）又は資格証明書【注10】		
	委任状	【注11】
	仲裁合意書	【注12】
	管轄合意書	【注13】
証 拠 書 類【注14】		
甲第1号証 工事請負契約書（写し）【注15】		
兵庫県収入証紙【注16】		

《申請書作成上の注意》

申請書は、A 4 版、横書、左とじ

【注 1】 あっせん又は仲裁の場合は、それぞれ「あっせん申請書」、「仲裁申請書」と記載する。

【注 2】 申請書を実際に提出する年月日を記載する。

【注 3】 申請人の表示

原則として、請負契約書の名義人が申請人となる。

申請人が個人の場合は、個人名を記載し、押印する。

申請人が法人の場合は、法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載し、押印する（なお、請負契約書の名義が営業所長等であっても、申請人は原則として法人及びその代表者となる。）。

代理人が申請する場合は、その氏名を記載し、代理人が押印する。

申請人の親族、支店長など代表権のない人の名義で申請するときは、代理人として記載する（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがある。）。

【注 4】 住所及び電話番号を必ず記載する。

【注 5】 許可行政庁の名称及び許可番号

管轄審査会を確認する必要があるので、申請人、被申請人を問わず、許可を受けている場合は、必ず記載する。

許可番号等は、建設業者に直接聞くか、次のところへ確認する。

国土交通大臣許可：各地方整備局等

都道府県知事許可：都道府県の建設業許可担当部局

【注 6】 調停を求める事項

訴状の「請求の趣旨」に相当する部分である。

何を請求するかの結論を書く部分であり、その内容を極力簡潔に、説明抜きで数行程度にまとめて記載する。

あっせんの場合は「あっせんを求める事項」、仲裁の場合は「仲裁を求める事項」と記載する。

また、「調停を求める。」の部分は、あっせんの場合は「あっせんを求める。」、仲裁の場合は「仲裁を求める。」と記載する。

【注 7】 紛争の問題点及び交渉経過の概要

訴状の「請求の原因」に相当する部分。

請求の内容を具体的に説明する部分であり、争点毎に申請人の主張及び従来からの交渉の経過について必要な範囲で記載する。

被申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるよう、分かり易く、できる限り根拠を示して記載する。

【注 8】 工事請負契約書、建築確認通知書等に記載の事項を転記する。

【注 9】 申請手数料の額を算出表により計算し記載する。

あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から 2 週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、次のとおり、当該あっせん又は調停の事件番号及び当該事件について納めた申請手数料の額を括弧書で付記する。

[記載例]

6	申請手数料の額	金	円		
	(うち平成	年(調)第	号について納めた額	金	円)

【注10】登記事項証明書（商業・法人登記）又は資格証明書

当事者が法人である場合は、代表者の代表権を証明するために提出する。法務局（登記所）で交付を受ける。

申請人と被申請人の双方又は一方が法人のときは、法人の分すべてが必要である。

【注11】紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出する。

【注12】仲裁を申請する場合に提出する。

【注13】管轄合意に基づいて申請する場合に提出する。

【注14】証拠書類

申請人が提出する証拠書類は、甲号証とする（なお、被申請人が提出する証拠書類は、乙号証とする。）。

申請人が提出する証拠書類には、朱書で「甲第 号証」と一連番号をふる。また、写真集のように数枚で一組になっているものについては、「甲第 号証の1」のように枝番号をふる。

証拠書類には、号証ごとにページをふる。

【注15】工事請負契約書（写し）

最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要であり、必ず提出する。

契約書添付の図面等は、請求内容に関係のある部分のみでよい。

【注16】兵庫県収入証紙

申請手数料分の兵庫県収入証紙を正本の末尾に貼る（割印はしない。）。

兵庫県収入証紙は、三井住友銀行等の金融機関で購入する。

2 答弁書

【注1】
平成 年（調）第 号事件
答 弁 書
【注2】
平成 年 月 日
兵庫県建設工事紛争審査会 御中
【注3】【注4】
〒 県 市 町 丁目 番号 TEL () -
被申請人 印
1 請求を求める事項に対する答弁【注5】
2 紛争の問題点及び交渉経過の概要に対する答弁【注6】
3 被申請人の主張【注7】【注8】
添 付 書 類
委 任 状【注9】
証 拠 書 類【注10】
乙第1号証 工事請負契約書（写し）

《答弁書作成上の注意》

答弁書は、A4版、横書、左とじ

【注1】事件番号を明記する。

【注2】答弁書を実際に提出する年月日を記載する。

【注3】被申請人の表示

被申請人が個人の場合は、個人名を記載し、押印する。

被申請人が法人の場合は、法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載し、押印する。

代理人が答弁する場合は、その氏名を記載し、代理人が押印する。

被申請人の親族、支店長など代表権のない人の名義で答弁するときは、代理人として記載する（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがある。）。

【注4】被申請人及び代理人の住所及び電話番号を必ず記載する。

【注5】申請書に記載された「調停（あっせん、仲裁）を求める事項」について、争うか、認めるかを簡潔に記載する。

【注6】申請書に記載された争点ごとに、争うか、認めるかを簡潔に記載する。

【注7】被申請人の主張

争点ごとに、被申請人の主張を必要な範囲で記載する。

申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるよう、分かり易く、できる限り根拠を示して記載する。

【注8】被申請人が申請人に反対請求をする場合には、別途申請手数料を納付して、調停（あっせん、仲裁）の申請をする必要がある。

この場合、二つの事件は、原則として併合され、同一の手続の下に審理を進めていくこととなる。

【注9】紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出する。

【注10】証拠書類

被申請人が提出する証拠書類は、乙号証とする（なお、申請人が提出する証拠書類は、甲号証とする。 ）。

被申請人が提出する証拠書類には、朱書で「乙第 号証」と一連番号をふる。

また、写真集のように数枚で一組になっているものについては、「乙第 号証の1」のように枝番号をふる。

証拠書類には、号証ごとにページをふる。

3 委任状

委 任 状	
私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。【注1】	
県 市 町 丁目 番 号	
法律事務所	電話 () -
	FAX () -
弁護士	
記	
1	を被申請人として、兵庫県建設工事紛争審査会に調停申請をなす件及びこれに関する一切の権限【注2】
1	弁済の受領に関する一切の権限【注3】
1	申請の取下の件
上記代理委任状に証明捺印してこれを証します。	
平成	年 月 日
県 市 町 丁目 番 号	
会社	
代表取締役	印

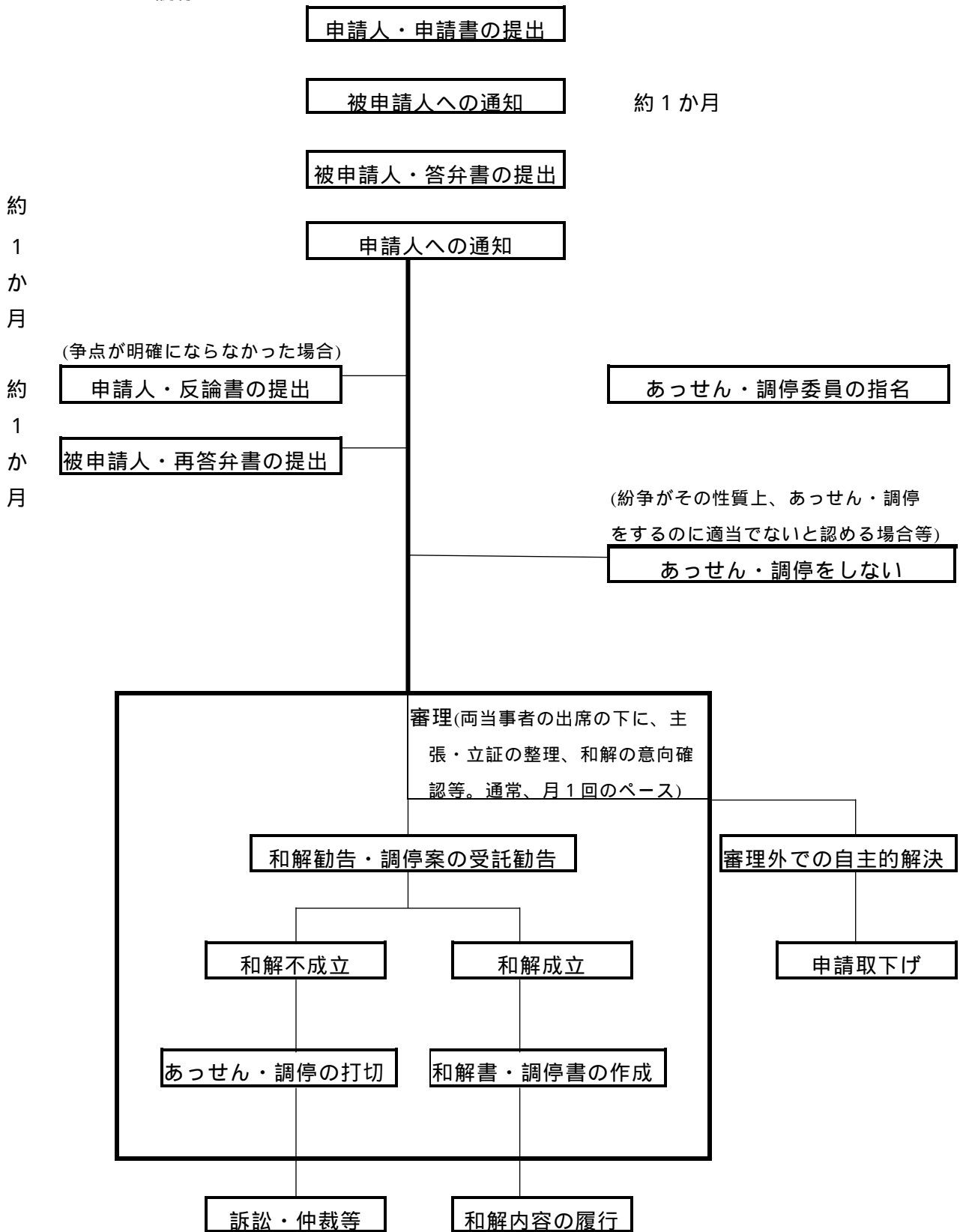
【注1】親族、会社副社長等、弁護士でない者を代理人とする場合には、その委任理由を付記する（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがある。）。

【注2】被申請人が紛争処理権限を代理人に委任する場合は、「兵庫県建設工事紛争審査会平成 年（調）第 号事件に関する一切の権限」と記載する。

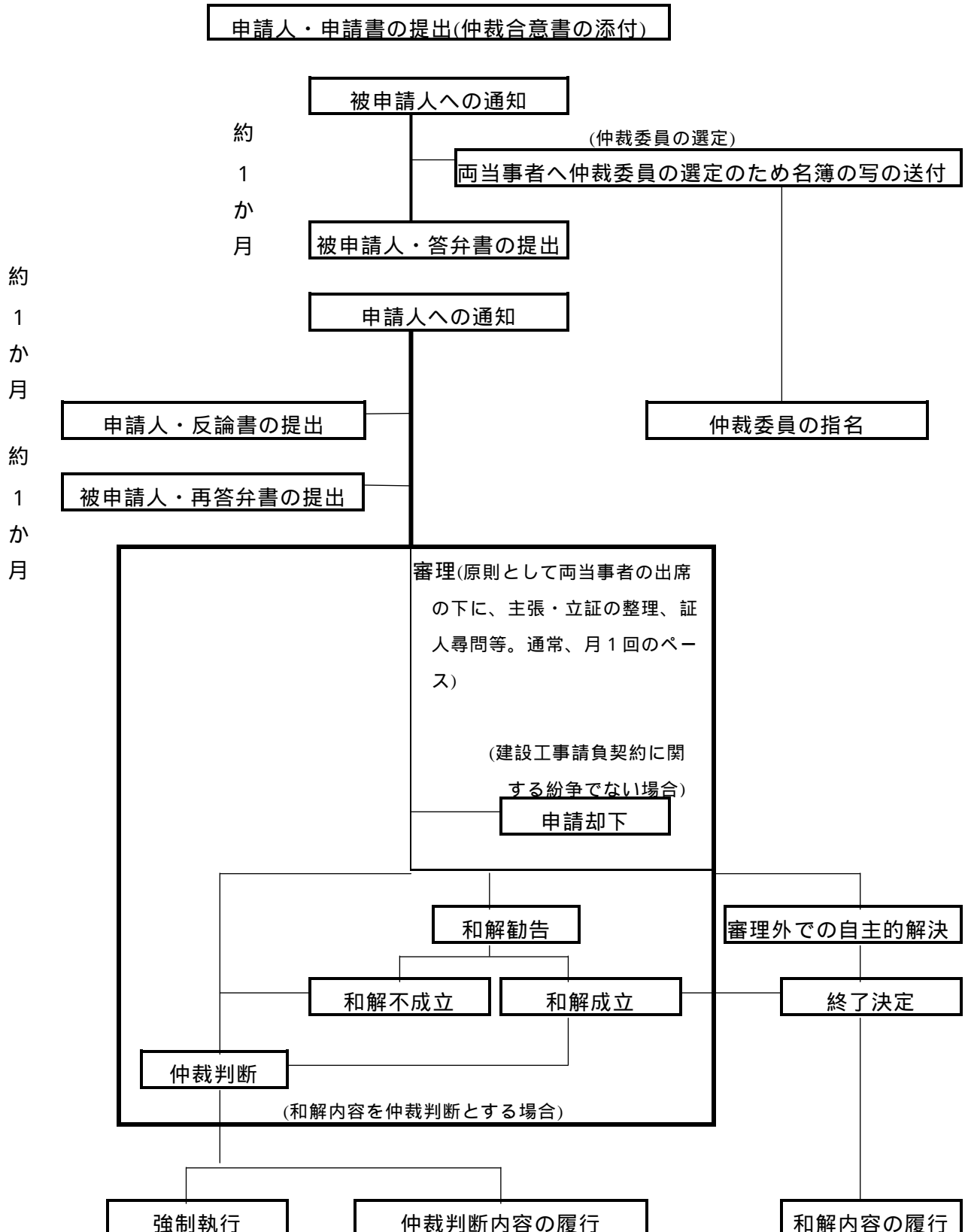
【注3】紛争処理の結果、相手方から金銭等の弁済がなされたときに、その受領権限を委任する場合に記入する。

第5章 紛争処理手続の流れ

1 あっせん・調停



2 仲裁



仲裁法の施行（平成16年3月1日）後に締結された仲裁合意に基づいて事業者が消費者を被申請人として申請書を提出した場合には、消費者に仲裁合意の解除権が認められており、その旨が併せて被申請人に通知される。また、第1回口頭審理では、まず被申請人に対して解除権を放棄する意思があるかどうかの確認が行われる（仲裁法附則第3条）。

その他

建設業許可事務地方整備局等担当課一覧

地方整備局等担当課	所在地	電話番号	所管区域
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011 (709)2311	北海道
東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	022 (225)2171	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048 (601)3151	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒950-8801 新潟市美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025 (280)8880	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局 建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052 (953)8572	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿地方整備局 建政部 建設産業課	〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06 (6942)1141	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15	082 (221)9231	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒760-8554 高松市福岡町4-26-32	087 (851)8061	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092 (471)6331	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	〒900-8530 那覇市前島2-21-13	098 (866)0031	沖縄県
国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 紛争調整官室	〒100-8944 東京都千代田区霞が関2-1-3	03 (5253)8111 内線24-764	国土交通省 中央建設工事紛争審査会 事務局

(中央建設工事紛争審査会HP <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/funcho/funchomain.htm>)

兵庫県建設工事紛争審査会事務局

所在地：〒650 - 8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1

担当部局：兵庫県 県土整備部 県土企画局 総務課 建設業室 建設業係

電話：(078)341 - 7711内線4575、4576

FAX(078)362 - 3840